

【様式 1】

質問・回答書

No.	質問内容	回答
1 実施要領	2 「【単独企業による参加の場合】で、業務の一部の再委託を予定している場合は、想定している再委託先企業を企画提案書の中で明示し、役割分担を明確化すること。」とありますが、共同企業体で受注した場合に、その構成員以外へ業務の一部を再委託することは認められないのでしょうか。	共同企業体においても、想定している再委託先企業があれば記載してください。また、参加表明の締め切りまでに再委託先企業が確定しない場合は、「〇〇関連業者と調整中」などの記載でも構いません。
2 実施要領	2 (5) 「代表企業は、令和3年度以降に…」とありますが、実績を記載する【様式 4-1】では「令和5年度以降の元請けでの実績…」とあり、実績要件が異なります。どちらに合わせて記載したら宜しいでしょうか。	様式4-1を令和3年度以降に修正します。
3 実施要領	5 (1)① 「(共同企業体の場合は、共同企業体名と代表企業情報を記載し、参加企業の情報は別紙(任意様式)で提出すること。)」とありますが、これは共同企業体協定書を提出することではなく様式2に準じた書類を提出するという理解で宜しいでしょうか。	提出期限までに共同企業体協定書が締結されていれば、様式2に代表企業情報を記載し、協定書を添付すれば、別紙の提出は不要です。
4 実施要領	6 (1) 共同企業体の場合、締結済みJV協定書(写し)のご提出は必要でしょうか。必要である場合、弊社の決裁日程の関係で、企画提案書一式のご提出に合わせて、5月11日のご提出とさせていただければと存じますが、よろしいでしょうか。	JV協定書については、間に合わなければ(案)を提出いただき、企画提案書の提出時に写しを提出願います。
5 実施要領	6 (5) 企画提案書の提出部数についてご質問です。正本1部、副本6部とのことですが、正本と副本の違いをお伺いさせていただきます。	副本は、正本のコピーでも可能です。
6 実施要領	7 (4) プロポーザル審査会の現地参加人数に上限はございますでしょうか。また、プロポーザル審議会の現地参加企業に再委託先を含めることは可能でしょうか。	参加人数に制限は設けていません。また、再委託先を含めることは可能です。ただし、会場の都合上、参加人数は必要最小限としていただきますようお願いいたします。
7 企画提案書項目(様式5)	1 3. ページ数:30ページとなっておりますが、この数字には、表紙及び目次は含まれないという認識でよろしいでしょうか。	表紙及び目次を除いて30枚で問題ありません。